

使用料及び手数料条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和3年千葉県条例第34号）の制定に伴い新設された使用料のうち「附帯設備使用料」の額は、規則に委任されていることから、本規則において当該額を新たに設けた。

2 改正の内容

使用料及び手数料条例施行規則別表第1に社会福祉センター附帯設備使用料を新設した。

3 施行期日

令和5年4月1日（千葉県社会福祉センター設置管理条例の施行期日を定める規則において定める施行期日（令和5年4月1日）と同日）

4 パブリックコメントの実施について

実施しない。

（千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号該当）